

環境アセスメントに関する

皆さんのご意見を募集しています

札幌市西部スラッジセンター 3～5 系焼却施設改築事業

環境影響評価方法書

現在、手稲区手稲山口地区では札幌市西部スラッジセンター3～5系焼却施設の改築事業が予定されており、札幌市環境影響評価条例第10条に基づき、当該事業の※「方法書」の縦覧が下記のとおり行われています。

札幌市では、この方法書について、環境の保全の見地からの意見を募集しますので、ご意見のある方は次の要領で提出願います。

※「方法書」とは、札幌市環境影響評価条例第8条に基づき、事業者が行う環境影響の調査・予測・評価の方法を記載した図書です。

1 意見書の提出

縦覧中の環境影響評価方法書について、環境保全の見地からご意見のある方は、下記の方法により提出してください。

◆意見募集期間

令和7年(2025年)8月21日(木)～10月3日(金)まで (必着)

持参の場合、土日祝日を除く、8時45分から17時15分まで

◆提出方法

○郵送、FAX、又は直接持参の場合

裏面の様式に必要事項を記入し、以下の住所にご提出ください。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目(札幌市役所本庁舎 12 階南側)

札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課

TEL (011)211-2879、FAX (011)218-5108

○電子メールの場合

提出対象の環境影響評価方法書の名称、氏名及び住所、環境保全の見地からの意見及びその理由を、日本語により、電子メール本文に直接記載事項を記入の上送付してください。ファイルが添付されているものは受付いたしません。(送付先: assess@city.sapporo.jp)

2 方法書の縦覧

環境影響評価方法書は次のとおり縦覧しています。(ウェブからも閲覧できます。)

◆縦覧期間

令和7年(2025年)8月21日(木)～9月19日(金)まで (9時から17時まで)

◆縦覧場所(土日祝日は閉庁)

札幌市下水道河川局事業推進部下水道計画課(札幌市下水道河川局庁舎3階)

札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課(札幌市役所本庁舎 12 階南側)

札幌市手稲区役所市民部総務企画課(手稲区前田1条11丁目1番10号)

札幌市のホームページでも縦覧・意見募集のお知らせを掲載しています。
https://www.city.sapporo.jp/kankyo/assessment/itiran/jourei10/seibusc_houhousyo_ikenbosyu.html



SAPP
RO



さっぽろ市
02-J02-25-1855
R7-2-1278

環境影響評価方法書についての意見書

令和7年 月 日

(宛先) 札幌市長

札幌市環境影響評価条例第 11 条の規定により、環境影響評価方法書についての意見書を提出します。

方法書の名 称	札幌市西部スラッジセンター３～５系焼却施設改築事業 環境影響評価方法書
氏名(フリガナ)	
住 所 電話番号	
※環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語で記入） 	

※この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができます。

締切日：令和7年10月3日（金）必着（直接持参、郵送、FAX 又は電子メール）

提出先：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎12階南側）

札幌市 環境局 環境都市推進部 環境共生担当課

TEL (011)211-2879 FAX (011)218-5108

電子メール：assess@city.sapporo.jp （右記コード→  ）

